

岩倉市し尿汲取券売捌事務に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成6年岩倉市規則第15号。以下「規則」という。）第9条に規定するし尿汲取券（以下「汲取券」という。）の売捌事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(売捌事務の委託)

第2条 汲取券の売捌事務は、規則第9条第1項に基づき委託するものとする。

(売捌事務の委託契約)

第3条 市長は、汲取券の売捌事務を委託する場合は、汲取券売捌事務を受託し、汲取券の売捌事務を行う者（以下「売捌人」という。）を定め、その売捌人とし尿汲取券売捌事務委託契約書（様式第1）により契約を締結するものとする。

(売捌事務の範囲)

第4条 売捌人に委託する事務の範囲は、し尿汲取手数料徴収に必要な汲取券の売捌事務とする。

(売捌人の基準)

第5条 売捌人の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第22条の規定により財務大臣から許可を受けているもの
- (2) 岩倉市環境委員設置規則（昭和46年岩倉市規則第24号）に定める環境委員
- (3) その他市長が認めたもの

(売捌人の責務)

第6条 売捌人は、親切を旨として汲取券の売捌きをし、市長の指示に従い汲取券及び売捌金の受払いを常に明確にしなければならない。

(売捌人の申請)

第7条 新規に売捌人になろうとする者（以下「申請人」という。）は、売捌人引受申請書（様式第2。以下「引受申請書」という。）により市長に申請しなければならない。ただし、環境委員の場合は除く。

(売捌人の指定)

第8条 市長は、前条の規定により、引受申請書の提出を受けた場合は、その内容を

審査し、申請人が第5条に規定する事項に該当し適格であると認めるときは、売捌人に定めることができる。

2 前項の規定により、申請人を売捌人と定めた場合は、その旨を申請人に売捌人指定通知書（様式第3。以下「指定通知書」という。）により通知するものとする。

3 前項の通知を受けた申請人は、指定通知書の写しと売捌人受諾書（様式第4）を市長に提出し、第3条に定める委託契約を締結しなければならない。

（売捌人の指定期間等）

第9条 売捌人の指定期間は、規則を改正し、又は廃止し、この売捌事務の必要がなくなるまでとし、委託契約は、期間満了3か月前までに双方から別段の意思表示がなされないときは、その後1年間引続きその効力を有するものとし、以後同様とする。

（売捌人の周知）

第10条 市長は、第3条の規定により新規に売捌人を定めた場合は必要に応じ、岩倉市広報等により関係人に周知するよう努めなければならない。

（汲取券の交付）

第11条 売捌人が汲取券の交付を受ける場合は、し尿汲取券交付申請書（様式第5）により市長に申請し、交付を受けるものとする。

（汲取券受払表等）

第12条 市長は、汲取券の受払を適格に把握するため、し尿汲取券受払表（様式第6）を作成し、記載するものとする。

（売捌事務実績報告書）

第13条 売捌人は、各月の初めから月末までの汲取券の売捌実績を、し尿汲取券受払表に記載するとともに、その実績を翌月の10日までにし尿汲取券売捌実績報告書（様式第7。以下「実績報告書」という。）により市長に報告しなければならない。

（売捌代金納入方法及び納入期限）

第14条 市長は、売捌人から前条に定める実績報告書を受けた場合は、その実績報告書を速やかに審査し、又は必要に応じて調査を行い適正であると認めるときは、実績報告書に基づき売捌人に、し尿汲取券売捌代金に係る納入通知書（以下「納入通知書」という。）を報告にあつた日から10日以内に発行しなければならない。

2 売捌人は、納入通知書により汲取券売捌代金（以下「売捌代金」という。）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納取扱協力機関へ納入通知書の発行日から10日

以内に納入しなければならない。

(委託料の請求等)

第15条 売捌人は、汲取券の売捌事務委託料（以下「委託料」という。）を実績報告書の提出と同時に請求書（様式第8）により請求するものとし、請求金額は、第17条に定める金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）を加えた額とし、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(委託料の支払)

第16条 市長は、売捌人から委託料の請求があった場合は、実績報告書を審査し適正であると認めたとき、請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(委託料の額)

第17条 委託料の額は、第13条に定める実績報告書に基づく売捌総額に100分の7を乗じた額とする。

(売捌きの禁止)

第18条 売捌人は、次の各号の一に該当する汲取券を売捌いてはならない。

- (1) 偽造したもの
- (2) 内容を改変したもの。ただし、市長が特別に必要と認めたものは除く。
- (3) 破損したもの
- (4) 印刷の不良なもの
- (5) 前各号のほか、市長が売捌きに適しないと認めたもの

(引換え)

第19条 市長は、汲取券が次の各号のいずれかに該当する場合は、売捌人の請求により引き換えなければならない。

- (1) 破損したもの
- (2) 印刷の不良なもの
- (3) 汚れたもの
- (4) 前3号のほか、市長が引換える必要を認めたもの

(災害補償)

第20条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により売捌人が市長から交

付を受けた汲取券を滅失した場合は、被害後遅滞なく市長に再交付の申請をしなければならない。

2 市長は、売捌人の申請に基づき審査し、必要に応じ調査し正当であると認めた場合は、その滅失した汲取券を売捌人に交付することができる。

(事故等による損害賠償責任)

第21条 盗難、紛失その他売捌人に責のある事故により、売捌人が市長から交付を受けた汲取券及び売捌代金を亡失した場合は、市長は、売捌人に対し、その亡失した汲取券及び売捌代金の賠償の責を負わせることができる。

2 亡失した汲取券及び売捌代金の賠償額は、売捌人の申請に基づき審査し、その都度市長が適正な損害賠償を定めるものとする。

3 前項の規定による賠償金は、売捌代金の納付期限までに納付しなければならない。

(売捌事務委託の廃止)

第22条 売捌人は、汲取券売捌事務を廃止する場合は、その旨を市長に届けなければならない。

(指定の取消し及び売捌事務委託の差止め)

第23条 市長は、売捌人が次の各号のいずれかに該当する場合は、売捌人の指定の取消し又は売捌事務委託の差止めをすることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) この要綱に基づいて、市長が指定した事項に従わないとき。
- (3) その他、売捌人としてふさわしくない行為があったとき。

2 市長は、前項各号の規定により、売捌人の指定の取消し又は売捌事務委託の差止めをしようとする場合は、あらかじめ本人にその旨を通知し、売捌人又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、市長の指定する職員と聴聞させなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第24条 売捌人は、第三者に対し売捌事務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は委託契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

なお、この要綱施行前に指定された売捌人は、この要綱に基づき指定されたも

のとみなす。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。